

第4次石垣市男女共同参画計画策定業務に係るプロポーザル実施要領

1. 契約概要

名 称：第4次石垣市男女共同参画計画策定業務

目 的：平成28年度に策定された「第3次石垣市男女共同参画計画」が令和7年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、社会情勢及び市民の意識、価値観の変化等を踏まえ、さらなる推進が図れるよう新しい計画を策定することを目的とする。

業務内容：第4次石垣市男女共同参画計画策定業務委託仕様書のとおり

契約期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで

2. 委託料

見積りの合計額は、8,537,100円（消費税含む。）以内とする。

3. 所管

所管課は、次のとおりとする。

石垣市市民保健部平和協働推進課（平和・男女共同係）

住 所：〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地

電話番号：0980 - 82 - 1253（直通）

FAX 番号：0980 - 87 - 9251（直通）

メールアドレス：heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp

4. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 沖縄県内に本社、もしくは支店又は営業所を置き、正社員が常駐していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 過去に、自治体における男女共同参画計画に関わる業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続きの開始又は再生手続きの開始申立てがなされた者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- (6) 申込み時から契約締結までの間において、石垣市から指名停止を受けていないこと。

5. 実施日程（予定）

- (1) 募 集 開 始 : 令和7年 7月 10 日(木)
- (2) 質 問 〆 切 : 令和7年 7月 17 日(木)
- (3) 質 問 回 答 : 令和7年 7月 22 日(火)
- (4) 企画提案書等〆切 : 令和7年 7月 24 日(木)
- (5) 一 次 審 査 : 令和7年 7月 28 日(月) ※参加資格審査及び書類審査
※書類審査は、応募者が4者以上あった場合のみ実施
- (6) 二 次 審 査 : 令和7年 8月 1 日(金) ※プレゼンテーション
- (7) 審 査 結 果 通 知 : 令和7年 8月 5 日(火)
- (8) 契 約 締 結 : 令和7年 8月中旬

6. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の提出に必要な事項及び業務実施に係る条件等に限るものとし、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問期限：令和7年7月17日(木)午後5時まで
- (2) 質問方法：質問書(様式第7号)を電話連絡の上、電子メールにより所管課まで提出する。質問書への回答は、令和7年7月22日(火)午後5時までに、質問者へメールで回答する。

7. 提出書類

- (1) 参加申込書（様式第1号）：1部
- (2) 企画提案書提出届（様式第2号）に次の書類を添付して行うこと：10部
 - ①企画提案書（任意様式）
 - ②会社概要書（様式第3号）
 - ③業務経歴書（様式第4号）
 - ④業務の実施体制（様式第5号）
 - ⑤配置予定者調書（管理責任者）（様式第6－1号）
 - ⑥配置予定者調書（担当者）（様式第6－2号）
 - ⑦見積書（任意様式）
 - ⑧登記事項証明書（3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書）
 - ⑨納税証明書（国税、県税及び市町村税）
- (3) 記入上の注意事項
 - ①提出書類の規格は、A4判・片面印刷とし、目次等にあわせインデックスを付けること
 - ②業務工程表は、A3判の利用も可とする。
 - ③見積書は、人件費等の経費積算の内訳が判別できるよう詳細に記載すること。

8. 提出期限等

- (1) 提出期限：令和7年7月24日(木)午後5時まで
- (2) 提出場所：石垣市役所 市民保健部 平和協働推進課
〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地
- (3) 提出方法：郵送又は持参とする（期限内必着）。

- ※1 企画提案書等の作成および提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- ※2 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- ※3 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

9. 企画提案書の選定等

企画提案書の内容、実施体制等について書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案を実施し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者と選定する。

(1) 一次審査

応募者が4者以上の場合には、事務局において提出書類による1次審査を行い、上位3者を選定する。なお、応募者が3者以内の場合は、参加資格審査のみ行う。

○審査日：令和7年7月28日(月)

- ※一次審査(参加資格審査)の結果は、審査を通過した応募者には、二次審査の日時及び場所について明記した「プレゼンテーション開催通知」を令和7年7月29日正午までにメールで通知する。

(2) 二次審査

一次審査の入選者、又は、応募者が3者以内の場合は参加者すべてによる、企画提案書を基にしたプレゼンテーション及び質疑応答を実施し審査する。

○審査日時：令和7年8月1日(金)

- *説明20分、質疑応答10分：計30分以内／1者
- *詳細は、プレゼンテーション開催要領を確認すること。

(3) 審査及び選定方法

- ①選定審査基準に基づき、第4次石垣市男女共同参画計画策定業務プロポーザル選定委員（別表）により審査を行う。
- ②各委員による評価点の合計点数を合算し、最高得点を得た事業者を委託事業者として選定する。なお、最高得点が同点となった場合は、当該事業者のみを再審査し又は協議のうえ選定する。

10. 審査結果の通知

審査結果は、各応募事業者へ審査結果通知書を送付する。なお、選定結果に関する質問には応じない。

11. 附則

この要領は、委託事業者との契約締結が終了した日限り、その効力を失う。

別表（第4次石垣市男女共同参画計画策定業務プロポーザル選定委員）

○委員名簿

	役 割	所 属 ・ 職 名
1	委員長	市民保健部長
2	副委員長	市民保健部 平和協働推進課長
3	委員	総務部 総務課長
4	委員	企画部 企画政策課長
5	委員	福祉部 福祉総務課長
6	委員	教育部 教育総務課長